

練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月22日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区条例第17号

練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月練馬区条例第49号）の一部をつぎのように改正する。

別表第1の13の2の項中「高校生等の」を「子どもの」に、「高校生等医療費助成事務」を「子ども医療費助成事務」に改める。

別表第2の13の2の項のつぎにつぎのように加える。

13の3 区長	特例条例第2条の規定により特別区が処理することとされた大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和47年東京都条例第117号）による大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
---------	--	------------------------

別表第2の21の項中「高校生等の」を「子どもの」に、「高校生等医療費助成関係情報」を「子ども医療費助成関係情報」に改め、同表22の項中「高校生等医療費助成関係情報」を「子ども医療費助成関係情報」に改める。

別表第3の1の4の項中「高校生等医療費助成関係情報」を「子ども医療費助成関係情報」に改め、同表9の2の項中「高校生等医療費助成事務」を「子ども医療費助成事務」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の13の2の項のつぎに
つぎのように加える改正規定は、令和8年10月1日から施行する。